

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第2部 病院会計制度概論

第6章 貸借対照表の内容 2 負債の部

6-4-4 病院会計準則での取り扱い(承前)

【病院会計準則】

病院会計準則は「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」に準拠している。

貸借対照表原則注解

(注14) 退職給付の総額のうち貸借対照表日までに発生していると認められる額について

退職給付の総額のうち、貸借対照表日までに発生していると認められる額は、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法その他従業員の勤務の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない。

6-4-5 補助金の会計処理

病院会計準則では、補助金の会計処理を定めている。原則として、当初、受入時に負債として認識し、以後、補助対象業務の遂行にともない、収益に計上することとなる。

【病院会計準則】

第3章 貸借対照表原則

第19 貸借対照表科目の分類

3. 負債

(4) 補助金については、非償却資産の取得に充てられるものを除き、これを負債の部に記載し、補助の対象とされた業務の進行に応じて収益に計上しなければならない。設備の取得に対して補助金が交付された場合は、当該設備の耐用年数にわたってこれを配分するものとする。

なお、非償却資産の取得に充てられた補助金については、これを純資産の部に記載するものとする。

また、注解15において収益化する場合の処理方法について次のように規定している。

貸借対照表原則注解

(注15) 補助金の収益化について

補助金については、非償却資産の取得に充てられるものを除き、これを負債の部に記載し、業務の進行に応じて収益に計上する。収益化を行った補助金は、医業外収益の区分に記載する。

新たな日常にも対応した
データヘルスの集中改革プランについて

厚生労働省では現在、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築するために、データヘルス改革プランを実施中です。今後の2年間では、3つの内容について、集中的に実行します。

1. 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報(薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報)を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始

※大病院への患者集中を避けて、患者の状態に応じた最も適切な医療機関を患者自らが選択するために必要な情報を整理、提供する仕組みを作るといことです。

2. 電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始

※以前は「薬漬け」などという言葉もありましたが、現在でも複数の医療機関から飲みきれないほどの医薬品を処方されている実態があります。複数の医療機関による重複投薬を制御して、患者にとって最も適した処方が可能になると同時に、国民医療費の削減も可能となります。

3. 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用。

※日ごろから自らの健康データをチェックして、病気に気を付ける予防医学の観点からの情報提供です。これも、国民医療費の削減につながります。

<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)